

項目	質問No.	ご質問	回答
制度概要	1	今回の嵐山町小規模事業者等賃上げ雇用拡大支援金を実施する目的を教えてください。	急激な物価高騰が原因による原材料価格の高騰や人材獲得競争の激化等により、厳しい経営状況に置かれている中でも、雇用者のモチベーション向上や人材の流出阻止等のため、賃金の引上げや雇用者の増員を実施する町内小規模事業者等に対し、支援を行うことを目的としています。
	2	対象者及び要件を教えてください。	詳しい内容は町ホームページ及び申請の手引きをご覧ください。 【前提】中小企業者で町内に本社又は本店を有する法人及び主たる事業所を有する個人事業主 ※中小企業者とは？ 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)(以下、「基本法」という。)第2条に規定する中小企業者で、町内に本社又は本店を有する法人及び主たる事業所を有する個人事業主 ・支援金の支給後も事業活動を継続する意思がある事業者であること。 ・雇用者が1名以上いる事業者であること。 ・雇用者に対し、賃上げを実施した事業者又は雇用者の増員を図った事業者であること。 ・令和4年1月1日から令和5年12月31日までの間において、上記の条件により、前年同期と比較して賃金総額を3%以上増加させた事業者であること。 ・直近年分の法人は法人税申告、個人は所得税の確定申告を行っている事業者であること。 ・労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法等の労働関係法令等を遵守している事業者であること。 ・町内事業者向けアンケートに協力できる事業者であること。
	3	支援金額について教えてください。	20万円(上限) ※雇用者1名につき、1万円を支給
	4	支援金を複数回受けることは可能ですか。	今回の町の支援金は1事業者につき1回までです。 ※複数事業所をお持ちの場合でも、事業所毎の申請はできません。
	5	今回の支援金の雇用者の定義を教えてください。	役員、家族、専従者を除いた、雇用契約に基づき雇用されている正規雇用者及び非正規雇用者です。 ※事業者が直接雇用者に賃金を支払っている場合は対象となりますが、外注費等で対応している場合は、対象外となります。
	6	賃上げは行っていませんが、新規雇用を行いました。対象となりますか。	新規雇用を行っただけでは対象となりません。 令和4年1月1日から令和5年12月31日までの間において、賃上げしていなくても、新規雇用したことにより、結果的に、前年同期と比較して賃金総額を3%以上増加していれば対象となります。
	7	賃金総額の比較は何を基に行えばよいですか。	詳しい内容は町ホームページ及び申請の手引きをご覧ください。 以下は、比較対象になる資料です。いずれかの書類の写しを提出してください。 ・令和3年分及び令和4年分又は直近事業年度分及び前年事業年度分の賃金総額(確定申告書類による比較) ・令和5年該当月及び令和4年同月の賃金総額による比較(賃金台帳による比較) ・令和5年該当月及び令和4年同月の賃金総額による比較又は令和5年1月～6月及び令和4年1月～6月の賃金総額による比較(給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書による比較)
	8	賃金台帳による比較を行う場合、雇用者全員の賃金台帳が必要ですか。	原則は必要になります。 従業員数が50名を超える場合は、ご相談ください。
	9	賃金総額に退職手当(退職金)は含まれますか。	退職手当は賃金総額に含まれません。
	10	法人成りして間もないため、法人の確定申告が提出できない場合は、どうすればよいですか。	個人事業主としての令和4年分の確定申告書及び青色申告決算書又は白色申告書をご提出ください。 併せて、法人設立届出書等、法人化したことが分かる書類の写しを提出してください。
	11	令和4年の確定申告時点と現在の事業主が違う場合(申請者と確定申告書類の名義が違う場合)は、どうすればよいですか。	事業主が変更されたことが分かる書類の写しを提出してください。 ※新しい事業主での開業届、事業承継がされたことが証明できる書類の写し等。
	12	開業届を提出していなくても対象となりますか。(開業届の控えを紛失している場合も含む)	対象となります。 但し、確定申告を行っている必要があります。

	13	嵐山町内で農業を営んでおり、農業所得の確定申告を行っている場合対象となりますか。	対象となります。 ただし、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)に基づく、認定農業者、認定新規就農者である必要があります。
	14	創業1年未満でも対象になりますか。	対象となりません。
	15	過去に町の給付金等に申請を行ったことがありますか、対象となりますか。	今回実施する嵐山町小規模事業者等賃上げ雇用拡大支援金に申請したことがなければ対象となります。
	16	過去に国や県の給付金等に申請を行ったことがありますか、対象となりますか。	今回実施する嵐山町小規模事業者等賃上げ雇用拡大支援金に申請したことがなければ対象となります。
	17	直近で売上が減少していないが、対象となりますか。	対象となります。 今回の支援金は、新型コロナウイルス感染症による影響の長期化に加え、急激な物価高騰に対応するための支援金です。
	18	確定申告書の写しは、收受印が必要ですか。	必要となります。 電子申請を行っている場合は、「受信通知」の添付をお願いします。 もし、收受印がない、受信通知もないといった場合には、申告していることが分かる書類であれば他の資料で代替することが可能です。
	19	アンケートへの回答は必須ですか。	必須です。 支援金の給付要件の一つとなっています。 ご協力をお願いします。
項目	質問No.	ご質問	回答
申請から支給関係	20	申請書はどこに提出すればよいですか。	郵送又は窓口への持参をお願いします。 【郵送先】 〒355-0211 埼玉県比企郡嵐山町大字杉山1030-1 嵐山町役場 企業支援課 御中 ※賃上げ雇用拡大支援金申請書在中と朱書きをお願いします。 【窓口】 嵐山町 企業支援課 嵐山町商工会 ※金融機関による代理提出を行う場合は、委任状の添付をお願いします。
	21	代理申請は可能ですか。	金融機関による場合のみ、代理申請を受け付けます。 その場合は、委任状を添付してください。
	22	提出した各種資料の返却は可能ですか。	原則、ご提出いただいた資料の返却は行っておりません。 申請書の写しをとるなど、事前に対応をお願いします。
	23	申請書はどこで手に入りますか。	町ホームページよりダウンロードが可能です。 また、嵐山町 企業支援課、嵐山町商工会の窓口でも入手可能です。
	24	郵送で申請する場合の郵送料は申請者負担ですか。	大変申し訳ありませんが、申請者のご負担をお願いします。
	25	申請してから振込みまでどのくらいの期間を要しますか。	申請されたタイミングによりませんが、2週間～3週間程度のお時間をいただきます。 手続きの方は迅速に進めさせていただきます。 なお、申請書が届き次第、順次審査し、手続きを進めます。
	26	嵐山町小規模事業者等賃上げ雇用拡大支援金が支給されるかどうかはどのように確認することができますか。	支給が決定された方には、「嵐山町小規模事業者等賃上げ雇用拡大支援金支給決定通知書」を送付させていただきます。
	27	嵐山町小規模事業者等賃上げ雇用拡大支援金は課税の対象になりますか。	本支援金は課税対象になります。 この給付金は、税務上、益金(個人事業主の場合は、総収入金額)に算入されます。 ただし、損金(個人事業主の場合は必要経費)の方が多ければ、課税所得は生じず、結果的に課税対象となりません。